

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県議会および知事に対する平成22年10月14日付けの給与についての人事委員会勧告を踏まえて、職員の給料月額および期末手当、勤勉手当の支給割合の改定を行うとともに、義務教育費国庫負担金の取扱いに準じて、公立学校職員の義務教育等教員特別手当額の改定を行うため、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 給料表について、中高年齢層（40歳台以上）の給料月額を中心に引き下げることとします。（別表第1、別表第2関係）

(2) 諸手当の改正

ア 平成22年12月期以降の期末手当について、12月期の支給割合を100分の135に引き下げることとします。また、再任用職員について、12月期の支給割合を100分の80に引き下げることとします。（条例第1条の規定による改正後の第17条関係）

イ 平成23年6月期以降の期末手当について、6月期の支給割合を100分の122.5に引き下げ、12月期の支給割合を100分の137.5に引き上げることとします。（条例第2条の規定による改正後の第17条関係）

ウ 平成22年12月期以降の勤勉手当について、支給割合を100分の65に引き下げることとします。また、再任用職員について、12月期の支給割合を100分の30に引き下げることとします。（条例第1条の規定による改正後の第18条関係）

エ 平成23年6月期以降の勤勉手当について、支給割合を100分の67.5に引き上げることとします。また、再任用職員について、支給割合を100分の32.5に引き上げることとします。（条例第2条の規定による改正後の第18条関係）

オ 義務教育等教員特別手当について、支給限度額を8,000円に引き下げることとします。（第19条の3関係）

(3) その他

ア この条例は、平成22年12月1日から施行することとします。ただし、(2)イおよびエの改正は平成23年4月1日から、(2)オの改正は平成23年1月1日から施行することとします。

イ 関係条例について必要な改正を行うこととします。